

国民年金保険料の後納制度が始まりました

10月から、国民年金保険料の後納制度が始まりました。過去10年間に国民年金保険料の納め忘れのあるかたで、将来の年金額を増やしたいかたや年金の受給権を確保したいかたは、ぜひこの機会にご利用ください。

後納制度とは？

これまでは、過去2年分までしか納めることのできなかった国民年金の保険料を、平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分までさかのぼって納めることのできる制度です。

後納制度のメリット

- ① 将来受け取る年金額が増額！
1カ月分の後納保険料を納めると、約1600円(年額)年金が増えます。
- ② 年金の受給資格が得られる可能性があります！
あります！
老齢年金は、25年以上保険料を納めない受給資格が得られません。

利用できるかた

- 後納制度を利用できるのは、次のようなかたです。
- ① 20歳以上60歳未満のかた
10年以内に納め忘れの期間(納付・免除以外)や未加入期間のあるかた
- ② 60歳以上65歳未満のかた

- ①の期間のほか、任意加入中に納め忘れの期間のあるかた
- ③ 65歳以上のかた
年金受給資格がなく、任意加入中のかたなど
- ※老齢基礎年金を受給しているかたは申し込みできません。

注意！

- ① 過去3年度以前の保険料には加算額がつきます
☆平成24年度中に納付する場合
平成21年度以前分
↓当時の保険料額+加算額
平成22年度分↓当時の保険料額のみ
- ② 納める際は順番があります
☆後納が可能な期間のうち、古い分から順番に納めます。
- ③ 後納を利用できる期間は平成27年9月までです
☆申込後に審査を行いますので、お早めにお申し込みください。
※免除期間の保険料の納付を希望する場合は「追納制度」をご利用ください。

手続きの流れ

- ① 申込書の送付を依頼します。
※下記専用ダイヤルに電話してください。日本年金機構のホームページでもダウンロードできます。
- ② 日本年金機構から送付される申込書に必要事項を記入し、年金事務所に提出します。
- ③ 後日送付される承認通知書に同封の納付書で、保険料を納めます。
※金融機関、コンビニ等で納めてください。

※市役所・年金事務所では納付できません。



後納制度に関するお問い合わせ

● 国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050

050(一部)や070で始まる電話からは ☎03-6731-2015
※お問い合わせの際は、基礎年金番号が分かるものをご用意ください。
月～金曜日 8時30分～17時15分 第2土曜日 9時30分～16時
※祝日、年末年始除く

● 鷹巣年金事務所国民年金課 ☎0186-62-1497

※市役所では受け付けできませんので、ご注意ください。

お問い合わせ
市民課年金係
☎43-7043